

食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について 部会報告書の概要

○令和7年7月8日開催部会

- ・ 農薬イソチアニル
- ・ 農薬クロフェンテジン
- ・ 農薬シクロピラニル
- ・ 農薬チオベンカルブ
- ・ 農薬バリダマイシン
- ・ 農薬マンジプロパミド

イソチアニル (Isotianil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと、及び農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたこと、並びに農林水産省から消費者庁に農薬取締法に基づく農薬登録申請（新規製剤の登録申請）に伴う基準値設定依頼（新規：てんさい）がなされたことから、令和7年7月8日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：水稻を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2023年にADIが設定され、ARfDが設定不要と評価されている。国際基準はみかん、畜産物等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてバナナに、豪州においてバナナ、畜産物等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあってはイソチアニルとし、畜産物にあっては、イソチアニル及び代謝物M1【3,4-ジクロロイソチアゾール-5-カルボン酸】とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.028 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：イソチアニル及び代謝物M1とする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	0.3	幼小児（1～6歳）	0.7	妊婦	0.2	高齢者（65歳以上）	0.3
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	0.3										
幼小児（1～6歳）	0.7										
妊婦	0.2										
高齢者（65歳以上）	0.3										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.09	0.3	○			<0.01~0.05(n=5)
てんさい	0.01		申			<0.01,<0.01,<0.01
みかん(外果皮を含む。)	0.4			0.4		
なつみかんの果実全体	0.2			0.2		
レモン	0.5			0.5		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.4			0.4		
グレープフルーツ	0.2			0.2		
ライム	0.5			0.5		
その他のかんきつ類果実	0.5			0.5		
バナナ	0.01			0.01		
牛の筋肉	0.02			0.02		
豚の筋肉	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02			0.02		
牛の脂肪	0.02			0.02		
豚の脂肪	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02			0.02		
牛の肝臓	0.02			0.02		
豚の肝臓	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02			0.02		
牛の腎臓	0.02			0.02		
豚の腎臓	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02			0.02		
牛の食用部分	0.02			0.02		
豚の食用部分	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02			0.02		
乳	0.02			0.02		
鶏の筋肉	0.02			0.02		
その他の家きんの筋肉	0.02			0.02		
鶏の脂肪	0.02			0.02		
その他の家きんの脂肪	0.02			0.02		
鶏の肝臓	0.02			0.02		
その他の家きんの肝臓	0.02			0.02		
鶏の腎臓	0.02			0.02		
その他の家きんの腎臓	0.02			0.02		
鶏の食用部分	0.02			0.02		
その他の家きんの食用部分	0.02			0.02		
鶏の卵	0.02			0.02		
その他の家きんの卵	0.02			0.02		
はちみつ	0.05					※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

イソチアニルについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

イソチアニル

今回残留基準を設定する「イソチアニル」の規制対象は、農産物及びはちみつにあってはイソチアニルとし、畜産物にあってはイソチアニル及び代謝物M1【3,4-ジクロロイソチアズール-5-カルボン酸】とする。ただし、代謝物M1はイソチアニルの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.09
てんさい	0.01
みかん（外果皮を含む。）	0.4
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.4
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	0.5
バナナ	0.01
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注3)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.02

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注4)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
はちみつ	0.05

注1) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注4) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

クロフェンテジン (Clofentezine)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請（ホップ）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年7月8日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺ダニ剤										
我が国の登録状況	農薬：令和6年に農薬登録が失効している。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2005年にADIが設定され、同年にARfDは設定の必要なしと評価されている。国際基準はかんきつ類、トマト等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどう、かき等に、EUにおいていちご、バナナ等に、カナダにおいてアーモンド、もも等に、豪州においてりんご、ホップ等に、ニュージーランドにおいてりんご、なし等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあっては、クロフェンテジンとし、畜産物にあっては、クロフェンテジン及び加水分解によって代謝物J【2-クロロ安息香酸】に変換される代謝物とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.017 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：農産物にあっては、クロフェンテジンとし、畜産物にあっては、クロフェンテジン及び加水分解によって代謝物Jに変換される代謝物とする。</p> <p>① 長期暴露評価 長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	2.0	幼小児（1～6歳）	6.1	妊婦	2.0	高齢者（65歳以上）	2.3
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	2.0										
幼小児（1～6歳）	6.1										
妊婦	2.0										
高齢者（65歳以上）	2.3										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
トマト	0.5	0.5		0.5		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5		0.5		
しろうり	0.1			0.1		
メロン類果実		0.05				
メロン類果実(果皮を含む。)	0.1			0.1		
まくわうり(果皮を含む。)	0.1			0.1		
みかん(外果皮を含む。)	0.5			0.5		
なつみかんの果実全体	0.5	0.5		0.5		
レモン	0.5	0.5		0.5		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	0.5		0.5		
グレープフルーツ	0.5	0.5		0.5		
ライム	0.5	0.5		0.5		
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5		0.5		
りんご	0.5	1		0.5		
日本なし	0.5	0.7		0.5		
西洋なし	0.5	0.7		0.5		
マルメロ	0.5	0.5		0.5		
びわ		0.5				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.5			0.5		
もも		0.2				
もも(果皮及び種子を含む。)	0.5			0.5		
ネクタリン	0.5	0.5		0.5		
あんず(アプリコットを含む。)	0.5	0.5		0.5		
すもも(プルーンを含む。)	0.5	0.5		0.5		
うめ	0.5	0.5		0.5		
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	0.5		0.5		
いちご	2	2		2		
その他のベリー類果実	0.2	0.2		0.2		
ぶどう	2	2		2		
かき	0.5	0.05		0.5	0.05 米国	
バナナ		2			2 EU	※1
その他の果実	0.5			0.5		
くり	0.5	0.5		0.5		
ペカン	0.5	0.5		0.5		
アーモンド	0.5	0.5		0.5		
くるみ	0.5	0.5		0.5		
その他のナッツ類	0.5	0.5		0.5		
茶		20				
ホップ	7		IT	7		
その他のスパイス	0.5			0.5		
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.05		
はちみつ	0.05					※2
干しぶどう				2		※3

太枠: 本基準を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

※1) 現行でEUにおいての農薬登録が確認できないため基準値を削除することとした。

※2) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※3) 加工食品である「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは干しぶどうの加工係数を1.11と算出している。

クロフェンテジンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

クロフェンテジン

今回残留基準を設定する「クロフェンテジン」の規制対象は、農産物及びはちみつにあつては、クロフェンテジンとし、畜産物にあつては、クロフェンテジン及び加水分解によって代謝物J【2-クロロ安息香酸】に変換される代謝物とする。ただし、加水分解によって代謝物Jに変換される代謝物は、クロフェンテジンの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
トマト	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
しろうり	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.1
まくわうり（果皮を含む。）	0.1
みかん（外果皮を含む。）	0.5
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	0.5
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	0.5
ネクタリン	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.5
すもも（プルーンを含む。）	0.5
うめ	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	0.5
いちご	2
その他のベリー類果実 ^{注2)}	0.2
ぶどう	2
かき	0.5
その他の果実 ^{注3)}	0.5
くり	0.5

食品名	残留基準値 ppm
ペカン	0.5
アーモンド	0.5
くるみ	0.5
その他のナッツ類 ^{注4)}	0.5
ホップ	7
その他のスパイス ^{注5)}	0.5
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注6)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注7)}	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注8)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
はちみつ	0.05

注1) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注3) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注5) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注6) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注7) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注8) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

シクロピラニル (Cyclopyranil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規農薬登録及び魚介類への基準値設定依頼を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年7月8日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／除草剤										
我が国の登録状況	新規農薬のため登録はない。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シクロピラニルとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI (許容一日摂取量) : 0.06 mg/kg体重/日 ARfD (急性参照用量) : 0.6 mg/kg 体重										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：シクロピラニルとする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1～6歳)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量 (EDI) 試算法：作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出^{注)}したところ、国民全体 (1歳以上) 及び幼小児 (1～6歳) のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 作物残留試験における中央値 (STMR) を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体 (1歳以上)	0.1	幼小児 (1～6歳)	0.1	妊婦	0.0	高齢者 (65歳以上)	0.1
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体 (1歳以上)	0.1										
幼小児 (1～6歳)	0.1										
妊婦	0.0										
高齢者 (65歳以上)	0.1										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01		申			<0.01(#)(n=6)
魚介類	0.02		申			推:0.014

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#)印で示した作物残留試験成績は、申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。

推:推定される残留濃度

答申（案）

（別紙2）

シクロピラニルについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

シクロピラニル

今回残留基準を設定する「シクロピラニル」の規制対象は、シクロピラニルとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
魚介類	0.02

チオベンカルブ (Thiobencarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと、及び農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、令和7年7月8日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／除草剤										
我が国の登録状況	農薬：小麦、だいず等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において、米、畜産物等に、豪州において米に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物、はちみつ及び魚介類にあつては、チオベンカルブとし、畜産物にあつては、チオベンカルブ及び代謝物M-15【4-クロロベンジルメチルスルホン】とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.009 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：1 mg/kg 体重										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：農産物及び魚介類にあつては、チオベンカルブとし、畜産物にあつては、チオベンカルブ及び代謝物M-15とする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>19.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>12.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	11.1	幼小児（1～6歳）	19.6	妊婦	7.4	高齢者（65歳以上）	12.6
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	11.1										
幼小児（1～6歳）	19.6										
妊婦	7.4										
高齢者（65歳以上）	12.6										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	---

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.2	○			<0.01(#)(n=6)
小麦	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01(#)*1
大麦	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01(#)*1
ライ麦	0.01	0.05	○			(小麦及び大麦参照)
とうもろこし	0.01	0.03	○			<0.01,<0.01(未成熟とうもろこし)*1
その他の穀類	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01(ハトムギ)*1
大豆	0.01	0.02	○			<0.01,<0.01*1
小豆類	0.01	0.1	○			<0.01,<0.01*1
らっかせい	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01*1
ばれいしょ	0.01	0.02	○			<0.01,<0.01*1
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01*1
エンダイブ		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.01	0.2	○			<0.01,<0.01*1
たまねぎ	0.01	0.02	○			<0.01,<0.01*1
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	0.02	○			<0.01,<0.01*1
にんじん	0.02	0.02	○			<0.015,<0.015(#)*1
セロリ		0.2				
えだまめ	0.01	0.03	○			<0.01,<0.01*1
牛の筋肉	0.02	0.01				推:0.012
豚の筋肉	0.02	0.01				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.01				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.02	0.01				推:0.012
豚の脂肪	0.02	0.01				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.01				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.02	0.01				推:0.012
豚の肝臓	0.02	0.01				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.01				(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.02	0.01				推:0.012
豚の腎臓	0.02	0.01				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.01				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.02	0.01				(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.02	0.01				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.01				(牛の肝臓参照)
乳	0.02	0.01				推:0.012
鶏の筋肉	0.07	0.03				推:0.07
その他の家きんの筋肉	0.07	0.03				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.07	0.03				推:0.07
その他の家きんの脂肪	0.07	0.03				(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.2	0.03				推:0.11
その他の家きんの肝臓	0.2	0.03				(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.2	0.03				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.2	0.03				(鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分	0.2	0.03				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.2	0.03				(鶏の肝臓参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の卵	0.08	0.03				推:0.08
その他の家きんの卵	0.08	0.03				(鶏の卵参照)
魚介類(貝類に限る。)	9	9				推:8.4
魚介類(貝類を除く。)	0.3	0.3				推:0.27
はちみつ	0.05					※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

推:推定される残留濃度

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添5「残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方について」に基づき設定。

※2)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準値設定の方法について」に基づき設定。

チオベンカルブについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

チオベンカルブ

今回残留基準を設定する「チオベンカルブ」の規制対象は、農産物、はちみつ及び魚介類にあつては、チオベンカルブとし、畜産物にあつては、チオベンカルブ及び代謝物M-15【4-クロロベンジルメチルスルホン】とする。ただし、代謝物M-15はチオベンカルブの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
小麦	0.01
大麦	0.01
ライ麦	0.01
とうもろこし	0.01
その他の穀類 ^{注1)}	0.01
大豆	0.01
小豆類 ^{注2)}	0.01
らっかせい	0.01
ばれいしょ	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.01
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	0.01
にんじん	0.02
えだまめ	0.01
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注3)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02

食品名	残留基準値 ppm
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注4)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.02
鶏の筋肉	0.07
その他の家きん ^{注5)} の筋肉	0.07
鶏の脂肪	0.07
その他の家きんの脂肪	0.07
鶏の肝臓	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.2
その他の家きんの食用部分	0.2
鶏の卵	0.08
その他の家きんの卵	0.08
魚介類（貝類に限る。）	9
魚介類（貝類を除く。）	0.3
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注4) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注5) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

バリダマイシン (Validamycin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：こんにゃく、チンゲンサイ等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年7月8日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤、抗生物質										
我が国の登録状況	農薬：稲、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：バリダマイシンAとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.36 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：3.2 mg/kg体重										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：バリダマイシンA及び代謝物A【1,5,6-トリデオキシ-5-(ヒドロキシメチル)-1-[(1<i>S</i>,4<i>R</i>,5<i>S</i>,6<i>S</i>)-4,5,6-トリヒドロキシ-3-ヒドロキシメチル-2-シクロヘキセン-1-イルアミノ]-D-<i>chiro</i>-イノシトール】とする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>3.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	2.7	幼小児（1～6歳）	5.5	妊婦	2.3	高齢者（65歳以上）	3.4
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	2.7										
幼小児（1～6歳）	5.5										
妊婦	2.3										
高齢者（65歳以上）	3.4										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	---

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			<0.045,<0.045(＃)(¥)
とうもろこし	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(¥)(未成熟とうもろこし)
大豆	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(¥)
ばれいしょ	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(¥)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05		申			<0.05,<0.05,<0.05
こんにやくいも	0.05		申			<0.05,<0.05,<0.05
てんさい	0.2	0.2	○			<0.045,<0.045(＃)(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	0.2	○			<0.05,0.05(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1	2	○			0.135,0.42(¥)
はくさい	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(¥)
キャベツ	0.2	0.2	○			<0.05(＃),<0.05(¥)
チンゲンサイ	15		申			1.12,4.41,4.54
ブロッコリー	4	2	○・申			<0.05,0.10,1.33
レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)	0.2	0.3	○			0.06,0.09(リーフレタス)、 <0.05(サラダ菜)
その他のきく科野菜	0.5	0.5	○			<0.125,<0.125(＃)(¥)(ふき)
たまねぎ	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			<0.05,0.90(¥)
にんにく	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(¥)
にら	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(¥)
セロリ	2		申			0.44,0.68,0.75
みつば	0.5	0.5	○			0.07,0.20(¥)
トマト	0.2	0.2	○			<0.045,<0.045(＃)(¥)
なす	0.5		申			<0.05~0.22(n=6)(なす)、 <0.05(小なす)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○			<0.045,<0.045(＃)(¥)
ほうれんそう	20		申			2.16~11.6(n=6)
しょうが	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(＃)(¥)
えだまめ	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(¥)
みかん(外果皮を含む。)	0.7	0.7	○			0.10,0.22(¥)
なつみかんの果実全体	0.5	0.5	○			<0.05,0.20(¥)
レモン	0.2	0.7	○			<0.05(かぼす),<0.05(＃)(すだち)(¥)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	0.5	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.2	0.7	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
もも(果皮及び種子を含む。)	0.5	0.5	○			0.09,0.17(¥)
すもも(ブルーンを含む。)	0.3	0.3	○			0.05,0.08(¥)
うめ	1	1	○			0.08,0.31(¥)
いちご	1		申			0.22,0.41,0.60
茶	5		申			<0.05~3.00(n=8)(荒茶)
その他のスパイス	2	2	○			0.39,0.95(¥)(みかん果皮)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
はちみつ	0.05					※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

バリダマイシンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

バリダマイシン

今回残留基準を設定する「バリダマイシン」の規制対象は、バリダマイシンAとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.2
とうもろこし	0.2
大豆	0.2
ばれいしょ	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05
こんにゃくいも	0.05
てんさい	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	1
はくさい	0.2
キャベツ	0.2
チンゲンサイ	15
ブロッコリー	4
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.2
その他のきく科野菜 ^{注1)}	0.5
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.2
にら	0.2
セロリ	2
みつば	0.5
トマト	0.2
なす	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2
ほうれんそう	20
しょうが	0.2
えだまめ	0.2

食品名	残留基準値 ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.7
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	0.5
すもも（プルーンを含む。）	0.3
うめ	1
いちご	1
茶	5
その他のスパイス ^{注3)}	2
はちみつ	0.05

注1) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

マンジプロパミド (Mandipropamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：はなやさい類）及び「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請（さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年7月8日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：だいず、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2008年にADIが設定され、同年にARfDは設定の必要なしと評価されている。国際基準はトマト、カカオ豆等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてキャベツ、オクラ等に、カナダにおいてブロッコリー、ピーマン等に、EUにおいてぶどう、レモン等に、豪州においてぶどう、みずな等に、ニュージーランドにおいてばれいしょ、ねぎ等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：マンジプロパミドとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.05 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：マンジプロパミドとする。</p> <p>① 長期暴露評価 長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、<u>食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>19.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>22.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	19.0	幼小児（1～6歳）	28.2	妊婦	16.8	高齢者（65歳以上）	22.8
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	19.0										
幼小児（1～6歳）	28.2										
妊婦	16.8										
高齢者（65歳以上）	22.8										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.2	0.2	○			0.025,0.029(¥)
小豆類	0.1	0.1	○			0.013,0.017(¥)
ばれいしょ	0.1	0.1	○	0.1		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.09	0.01	IT		0.09 米国	【<0.01~0.0727(n=15)(米国ばれいしょ)】
かんしょ	0.09	0.01	IT		0.09 米国	【さといも類(やつがしらを含む。)参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.09	0.01	IT		0.09 米国	【さといも類(やつがしらを含む。)参照】
その他のいも類	0.09	0.01	IT		0.09 米国	【さといも類(やつがしらを含む。)参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	25	25		25		
かぶ類の葉	25	25		25		
クレソン	25	25		25		
はくさい	25	25	○	25		
キャベツ	3	3	○	3	3.0 米国	【0.655~1.45(n=6)(米国キャベツ(外葉あり))】
芽キャベツ	3	3				
ケール	25	25		25		
こまつな	25	25		25		
きょうな	25	25		25		
チンゲンサイ	25	25		25		
カリフラワー	5	3	申			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	5	5	○・申	2		0.52, 0.72, 2.20
その他のあぶらな科野菜	25	25		25		
チコリ	25	25		25		
エンダイブ	25	25		25		
しゅんぎく	25	25		25		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	25	25	○	25		
その他のきく科野菜	25	25		25		
たまねぎ	0.05	0.1	○	0.05	4.0 米国	【0.225,0.395,1.445(米国)】
ねぎ(リーキを含む。)	4	4	○			
にんにく	0.05	0.05		0.05		
その他のゆり科野菜	0.05	7		0.05		
パセリ	25	20			25 米国	【1.29~8.3(n=5)(米国結球レタス(外葉あり))】
セロリ	20	20		20		
みつば	25			25		
トマト	3	3	○	1	3 EU	【0.23~1.7(n=4)(EU)】
ピーマン	2	2	○	0.7		0.64,0.86(¥)
なす	2	2	○	0.7		0.29,0.80(¥)
その他のなす科野菜	0.7	25		0.7		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.6	0.3	IT	0.2	0.6 米国	【0.045~0.23(n=6)(米国カンタローブ)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.6	0.3	IT	0.4	0.6 米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
しろりり	0.4	0.5		0.4		
すいか(果皮を含む。)	0.6	0.2	○・IT	0.4	0.6 米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
メロン類果実(果皮を含む。)	0.6	0.5	IT	0.4	0.6 米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
まくわうり(果皮を含む。)	0.6	0.5	IT	0.4	0.6 米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
その他のうり科野菜	25	25		25		
ほうれんそう	25	25	○	25		
オクラ	1	1		0.7	1.0 米国	【0.04~0.315(n=6)(米国ピーマン)】
しょうが	0.09	0.01	IT		0.09 米国	【さといも類(やつがしらを含む。)参照】
未成熟いんげん	1	1		1		
えだまめ	3	3	○	1		0.16,0.50,1.00
その他の野菜	25	25		25		
みかん(外果皮を含む。)	2	3	○	0.5		0.64,0.96(¥)
なつみかんの果実全体	3	3	○	0.2		1.08,1.12(¥)
レモン	1	3	○	0.5		0.28(かばす),0.41(¥)(すだち)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	3	○	0.4		(みかん(外果皮を含む。)参照)
グレープフルーツ	3	3	○	0.2		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1	3	○	0.5		(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	3	3	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
いちご	5	5	○			0.51,1.72(¥)
ぶどう	3	3	○	2		0.49,1.18(¥)
パパイヤ	0.8		IT		2 ブラジル	【0.2~0.34(n=4)(ブラジル)】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他の果実	3	3	○			0.82,1.21(¥)(いちじく)
カカオ豆	0.06	0.06		0.06		
ホップ	90	90	○	90		
その他のスパイス	10	10	○			3.11,3.39(¥)(みかんの果皮)
その他のハーブ	30	25	○	30		
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.02	0.01		0.02		
豚の脂肪	0.02	0.01		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.01		0.02		
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		
はちみつ	0.05	0.05				※1
とうがらし(乾燥させたもの)	7			7		
干しぶどう				5		※2

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において登録等がされているもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するようインポートトランス申請されたもの

(#): 適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※2)加工食品である「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは干しぶどうの加工係数をそれぞれ3.91と算出している。

マンジプロパミドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

マンジプロパミド

今回残留基準を設定する「マンジプロパミド」の規制対象は、マンジプロパミドとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.2
小豆類 ^{注1)}	0.1
ばれいしょ	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.09
かんしょ	0.09
やまいも（長いもをいう。）	0.09
その他のいも類 ^{注2)}	0.09
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25
かぶ類の葉	25
クレソン	25
はくさい	25
キャベツ	3
芽キャベツ	3
ケール	25
こまつな	25
きょうな	25
チンゲンサイ	25
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	25
チコリ	25
エンダイブ	25
しゅんぎく	25
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	25
その他のきく科野菜 ^{注4)}	25
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	4
にんにく	0.05
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	0.05

食品名	残留基準値 ppm
パセリ	25
セロリ	20
みつば	25
トマト	3
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注6)}	0.7
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.6
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.6
しろうり	0.4
すいか (果皮を含む。)	0.6
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.6
まくわうり (果皮を含む。)	0.6
その他のうり科野菜 ^{注7)}	25
ほうれんそう	25
オクラ	1
しょうが	0.09
未成熟いんげん	1
えだまめ	3
その他の野菜 ^{注8)}	25
みかん (外果皮を含む。)	2
なつみかんの果実全体	3
レモン	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	3
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	3
いちご	5
ぶどう	3
パパイヤ	0.8
その他の果実 ^{注10)}	3
カカオ豆	0.06
ホップ	90
その他のスパイス ^{注11)}	10
その他のハーブ ^{注12)}	30

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注14)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05
とうがらし（乾燥させたもの）	7

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注14) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注15) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。